

令和5年度

定期監査結果報告書

湯前町監査委員

令和５年度定期監査結果報告書

１．定期監査の概要

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する財務に関する事務のうち「財産管理事務」及び「契約事務」の執行について、事務処理に例規等の違反の点はないか、不備不当な点はないか、並びに同条第 7 項に規定する財政的援助団体について補助目的に沿った使途に充てられているか等を主眼とし同条第 4 項に基づく定期監査を実施しました。

２．定期監査の実施期日及び対象とした課等

実施期日	曜日	対 象 課 等
令和 6 年 1 月 18 日	(木)	議会、会計室 税務町民課
19 日	(金)	教育委員会(出先機関を含む)
24 日	(水)	農業委員会、農林振興課 企画観光課
25 日	(木)	総務課 保健福祉課
26 日	(金)	建設水道課

３．監査会場

湯前町役場第 2 会議室

４．監査事項（内容）

主な監査事項は、次のとおりです。

- (１) 公有財産の取得・処分、管理、貸付けについて
- (２) 物品、備品等の管理状況について
- (３) 預託金、基金の管理運用について
- (４) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について
- (５) 契約の執行状況について

５．監査の結果

上記の日程により各課、各事業所に帳簿・書類及び補助団体の関係書類の提出又は提示を求めるとともに、上記監査会場において現物の確認を行いました。

この結果、全体としておおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部に改善又は留意を要する事項が見受けられたので、以下のとおり指摘します。

なお、今回の監査結果に対しては、令和 6 年 3 月 2 9 日（金）までに、今後の対応等について、文書にて回答されるよう依頼します。

指摘事項等

(1) 事業実施の使途と効果

- ① 障害者計画の策定にあたりアンケート調査が行われ、レポートが提出されていた。アンケートの回答の中には「毎年このようなアンケートをされているが、正直どう活かされているのか全く見えてきません。…」との意見もあった。受託者も交え今後の対策を検討するとの事であったが、担当者のみならず課が一丸となって取り組まれるべきと考える。
- ② 昨年度開始されたワーケーション推進事業は順調に推移しているようであるが、県からの補助金が終了した後の展開については委託業者を交え新たな計画を策定するとの事であるので今後の推移を注視したい。
- ③ 湯前町農業再生協議会において、担い手育成支援事業が行われ、「農業DXを目指したこれからの農業」と言う講演に支出（額 50 千円超）が行われていたが、果たして本町の現状に対し適切であったか、他にもっと活きた金の使い方はなかったか検証すべきである。

(2) 基金等の管理運用について

- ① 基金運用状況で基金総額 25 億 5 千万円のうち 17 億 4 千万円（全体の 68%を占める）がJA球磨で運用され偏在している。リスクヘッジの意味からも預金先を分散すべきと考える。
- ② 上球磨森林組合と球磨プレカット（株）から受け取る配当金が昨年度の 4,961 千円と比較して 2,020 千円減額となっていた。
担当は農林振興課とのことではあるが、会計の総括セクション（会計室）においてもその原因を概略だけでも把握しておくべきと考える。
- ③ 奨学金貸付基金については、前回見直しから 15 年が経過し、また昨今の少子化の状況下 70,000 千円の金額を見直す検討はされているとの事であるが、限られた経営資源を適材適所に配分すべきと考える。

(3) 契約等について

- ① 随意契約の要件については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に例示列挙されているが、随意契約を締結される場合には必ず当該要件を明記されたい。また、例示に完全に合致しない場合で複数該当する場合はその全てを明記されたい。
- ② 契約書の委託料として「上限〇〇〇千円」となっている契約があったが、ただし書きで上限を明文化するようにされたい。
- ③ 当初設計時に上げるべき項目が抜けていたため、変更設計で増額となった契約があった。当初より十分に精査すべきである。
- ④ 工事施工伺いに監督員及び補助率の明記がないものがあった。記入漏れがないようチェックされたい。
- ⑤ 工事請負変更契約伺いにおいて、「議会の議決を得たので」との記載があったが、主たる変更理由の明示がされていなかった。変更理由は必ず明記すべきである。

(4) 物品出納台帳について

以前の「物品出納台帳」には、受入と処分のそれぞれの欄が設けてあったが、現在使用されている様式は、「受」と「払」の一項目にしか対応しないものとなっている。その結果一覧表は受入だけしか表示されず、現物との突合はやり易いかも知れないが、現物が存在しない物の無くなった経緯（売却、廃棄、転用、滅失等）が確認できない。また各課によって使用様式も異なっており、更に連絡用の「物品出納通知書」を以て代替している例もあった。全庁的な運用及び管理が必要である。

(5) 町社会福祉協議会補助金について

同会のR5年度資金収支予算書によれば、事業活動支出計は25,836千円で内人件費が22,445千円となっており、町からの補助金はほぼ人件費に充当されていると考えられる。町長が会長職を兼務し人事権等掌握しているとの事であるが、町からの補助金としては高額であるため予算の執行についても一層の管理運用が必要かと考える。

(6) シルバー人材センターについて

令和6年度の収支予算書を見れば、収益の若干増(350千円)に対し、経費は853千円の増加を計画されている。昨今の最低賃金1,000円を意識したもののか不明であるが、まずは現業部門を手当てすべきではないか。本町も900千円の補助金を支出されているので、今後も一層の注視をされたい。

(7) 書類の整備について

書類の中で記入すべき欄に記載のないものが見受けられた。今後担当者だけでなく上司のチェックも徹底されたい。

以上、報告します。